

プロポーザルの実施に係る業者選定の情報公開基準について

1 趣旨

この基準は、杵築浄水場運転管理等包括委託業務に係る公募型プロポーザル（以下「本件」という。）の実施に当たり、プロポーザル方式による業者選定等情報に係る情報公開の基準として、必要な事項を定める。

この基準は、本件の参加事業者に対して事前に周知する。なお、申込する場合は、情報公開条例及び本基準の内容を了解の上、申込することを条件とする。

2 情報公開対象文書及び基準

○：全部公開、△：一部公開、×：非公開

| 情報公開対象文書（例示） | | 特定後 | 契約締結前 | 契約締結後 | |
|--------------|-------------|--------------------------------|-------|-------|---|
| 提案 | 業務提案に関する書類 | 参加申込書 (様式第1号) | × | × | △ |
| | | 審査書類及び業務提案書等提出書 (様式第9号) | × | × | △ |
| | | 業務提案書 | × | × | △ |
| | | 価格提案書 (様式第10号) | × | × | △ |
| | 法人の資格に関する書類 | 浄水施設運転管理業務受注実績表 (様式第2号) | × | × | △ |
| | | 配置予定総括責任者在籍証明書 (様式第3号) | × | × | △ |
| | | 配置予定総括責任者実務経歴書 (様式第4号) | × | × | △ |
| | | 配置予定総括責任者代理在籍証明書 (様式第5号) | × | × | △ |
| | | 配置予定総括責任者代理実務経歴書 (様式第6号) | × | × | △ |
| | | 共同企業体協定書 (様式第7号) | × | × | △ |
| | | 浄水施設運転管理業務受注実績を証明する書類 | × | × | △ |
| | | 配置予定総括責任者及び総括責任者代理の雇用関係を証明する書類 | × | × | △ |
| | 募集 | 配置予定総括責任者の資格を証明する書類 | × | × | △ |
| 選定 | 仕様書、実施要領 | ○ | ○ | ○ | |
| | 選定基準 | ○ | ○ | ○ | |
| | 評価結果 | △ | △ | △ | |
| | 選定委員会の委員名簿 | × | × | × | |

(1) 「△：一部公開」について

情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く公開をいう。なお、同条第2号、第3号及び第5号については、適用の考え方を例示する。

※前提として、行政文書は公開が原則であることに留意すること。

| 規定 | 概要 | 適用基準（例） |
|--|---|---|
| 第2号 | 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 | 原則非公開情報とする。 例：氏名、顔写真、役職等 |
| 第3号 | 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 | 法人等の権利利益の内容、性質等に応じ、必要性を考慮して非公開情報とするかを判断する。 なお、この「おそれ」の判断に当たっては、当該法人等の意見を参考とするが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められない場合は非公開情報とはならないので、留意すること。 |
| 第5号 | 市の機関、国、独立行政法人等若しくは市以外の地方公共団体その他公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。 | 原則非公開情報とする。 例：氏名、所属、役職等 |
| «第3号の適用に関する基準について» | | |
| <p>次の全てに該当する情報は、第三者意見照会の内容にかかわらず、非公開情報と取り扱う。</p> <p>①本件の評価基準の評価項目（総論的な評価項目を除く。）に該当すること。</p> <p>②公開請求時において、当該情報の作成者以外のものにとって既知の情報でないこと。</p> <p>なお、本市業務等で実施している内容については、既知の情報と取り扱うものとする。</p> <p>③当該情報の作成者が本件以外の業務において提案可能と考えられる具体的な実施方法であること。なお、前提となる考え方、法令等解釈等については、一般事項と取り扱うものとし、原則として非公開情報に含まない。</p> | | |

(2) 「評価結果」について

最優秀提案を特定（以下「提案特定」という。）した後に、参加事業者の評価点については、自己の合計点に限り、情報提供を行う。

3 枝築市公式ウェブサイト上の公表

優先契約候補者特定後、次の事項を枝築市公式ウェブサイトに掲載する。

(1) 優先契約候補者の名称及び合計点

(2) (1) 以外のプロポーザル参加事業者の名称及び合計点

※ (1) 以外の参加事業者の名称は五十音順、合計点は点数順で表記する。

※プロポーザル参加事業者が2者 の場合は、次点者の合計点は公表しない。

4 この基準によらない場合

この基準に定めのない事項及び特別な事情によりこの基準によらない場合は、情報公開条例その他関係法令等に基づき、市が取り扱いを決定する。